



# 埼玉県報

第 2767 号

平成 28 年(2016 年)

1 月 26 日

火曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし (人事課)

### 条例

- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (人事課)

### 規則

- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(教委・総務課)

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (利根地域振興センター)
- 彩の国だより印刷業務に関する入札公告 (入札課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- さいたま都市計画道路事業の事業認可 (道路街路課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定 (出納総務課)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定 (川越建築安全センター)

## 本号で公布された条例のあらまし

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第一号）（人事課）

### 一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

### 二 内容

地方公務員法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）
- (二) 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）
- (三) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年埼玉県条例第八十号）

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日

## 条 例

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第一号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関  
係条例の整備に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

- 一 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）第一条
- 二 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第一条
- 三 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四  
十六年埼玉県条例第八十号）第一条

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園・羽生ふじ高等学園入学選考の項試験等の欄中「羽生ふじ高等学園」の下に「、埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校（職業学科）」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人木造建築長寿命化研究協会

三 代表者の氏名

柿沼 峡一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市川口一丁目二十番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、安全かつ経済的で、環境に優しく長期間保護効果が持続する「ホウ素系木材保存剤」の活用を中心とした木造建築の「長寿命化事業」を普及させることにより、市民個人の資産価値を高めるとともに、市民共有の財産や文化の保全・保護を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 2,250,000部（見込み）×12回（8ページ×11回・12ページ×1回）

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

### (4) 納入場所

埼玉県が別途指示する場所及び広聴広報課

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 業務を遂行するに当たり、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 深山・宮下 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月29日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月28日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月29日（火）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成28年3月29日（火）午前10時10分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年3月8日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 手続における交渉の有無

無

#### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年2月5日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Printing of the Sai-no-kuni monthly newsletter, about 2,250,000  
copies per month

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Tuesday, March 29, 2016, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs・Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Monday March  
28, 2016

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Tuesday March 29, 2016

## 告 示

### 埼玉県告示第百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー北戸田店

埼玉県戸田市笹目北町二番十九

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オーケー店舗保有株式会社 代表取締役 志村輝雄

東京都大田区仲六郷二丁目四十三番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 築瀬拾治

東京都大田区仲六郷二丁目四十三番二号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年九月二十五日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百四十三平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三九立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前一時から午後十時

届出年月日

平成二十八年一月十二日

## 二 縦覧期間

平成二十八年一月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十八年一月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六五六一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ケーズデンキ羽生店

（変更後）ケーズデンキ羽生店

#### ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日

#### ニ 届出年月日

平成二十七年十二月二十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年一月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年一月二十六日から平成二十八年五月二十六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

さいたま市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・一 一 号 産業道路

#### 三 事業施行期間

平成二十八年一月二十六日から平成三十四年十二月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市緑区太田窪一丁目、緑区原山一丁目、緑区原山二丁目、浦和区駒場一丁目、浦和区駒場二丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一三―三十一―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字末田六百四十一番 外二百三十二筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五万五千二百二十六立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第百十一号

寄居町から寄居都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

栃木県栃木市富士見町二番二号

田波 浩

二 指定年月日

平成二十八年一月二十一日

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇七号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年一月二十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市大字戸口字白金五十四番地二先から坂戸市大字塚崎字稻荷百七番地三先まで</p> <p>坂戸市大字塚崎字稻荷百七番地三先から坂戸市大字粟生田字白金五百三十三番地二先まで</p> <p>坂戸市大字粟生田字白金五百三十三番地二先から坂戸市大字塚崎字白銀七先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十三・〇〇</p> <p>二百九・〇〇</p> <p>百三・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>五・〇〇</p> <p>七・〇〇</p> <p>八・〇〇</p>